

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



株式会社ジョイフル本田

本社所在地 土浦市 業種 小売業
労働者数 5,047人（男性 2,207人 / 女性 2,840人）
（令和4年7月1日現在）

くるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

計画期間 令和2年3月1日から令和4年6月20日

目標及び結果

【目標1】子どもの出生時と出産後産院より退院する際に父親が取得できる休暇制度の普及

（結果）令和2年3月16日の就業規則改定により、配偶者出産時の特別休暇を1日から2日に増加、配偶者の産院退院の際に取得できる特別休暇3日を新たに創設した。また、制度導入について社内会議及び事業所朝終礼を通じて社員に周知を行った。

【目標2】小学校入学前の子を持つ社員の短時間勤務制度の普及

（結果）令和2年3月16日の就業規則改定により、育児短時間勤務制度の対象となる子を小学校入学前までに拡大した。その後、令和4年6月1日の改定により育児短時間勤務制度の対象となる子を小学校4年生開始前までに拡大するとともに、時間外労働及び深夜労働の制限、所定外労働時間の免除対象となる子もあわせて小学校4年生開始前までに拡大した。制度導入について社内会議及び事業所朝終礼を通じて社員に周知を行った。

（2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

計画期間内の育児休業取得率

）男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合20%以上、かつ、育児休業取得者が1人以上）

50.0% / 3人

）女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%）

91.0%

労働時間等働き方

-) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が毎月 45 時間未満
-) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

法を上回る短時間勤務制度等

-) 所定外労働の免除に関する制度

小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

-) 短時間勤務制度

従業員で小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する者は、会社に申し出ることにより、所定労働時間について、1日6時間または7時間に短縮することができる。なお、1歳に満たない子を育てる女性従業員は、別途30分ずつ就業規則に規定する、1日2回の育児時間を申出ることができる。

認定を受けてのコメント

当社では、育児短時間勤務期間の延長など仕事と育児の両立支援のための制度を法定を上回る水準で整備するとともに、男性の育児参加を促進する特別休暇制度を創設するなど、社員が安心して働き、最大限に能力を発揮できる環境の整備に取り組んでまいりました。

引き続き、個人の人権や多様な価値観を尊重するとともに、働きがいのある職場環境の実現に努め、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会形成の環境づくりの実現に取り組んでまいります。